

農林水産商工常任委員会資料

(平成27年3月10日)

【件名】

- 1 亡失したタクシー券（平成25年度定期監査注意）の使用に対する
対応について..... 1

労働委員会事務局

亡失したタクシー券（平成25年度定期監査注意）の使用に対する対応について

平成27年3月10日

労働委員会事務局

亡失したタクシー券（平成25年度決算定期監査注意）が部外の何者かに使用された可能性が高いため、警察に被害届を提出する。

1 平成25年度定期監査における注意及び再発防止策

(1) 定期監査における注意

亡失したタクシー券（1枚）について、鳥取県代表監査委員から文書で「平成25年度決算に係る定期監査に基づく注意について（通知）」を受けた。

(2) 再発防止策

タクシー券の厳正な事務処理を徹底するとともに、残余のタクシー券簿冊について鳥取ハイヤー共同組合への返却手続きを行いタクシー券の使用を中止することとした。

2 亡失したタクシー券の使用

亡失したタクシー券が平成26年11月27日に使用されたことが判明

（平成26年12月鳥取ハイヤー共同組合からの請求）

使用額 2,020円

3 事実関係の調査

タクシー券の亡失の経緯及び今回使用された経過について、関係者への聞き取りや現地に赴くなど調査を行ったが、タクシー券の使用者（求償する相手方）を特定することはできなかった。

4 今後の対応

求償する相手方を特定するため、被害届を警察に提出する予定